［項を削る。］		
［略］		

第六条第一項第一号及び第二項第一号	届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）	届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　関税法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等） **第二条の二**　［略］ 2　［略］ 一　［略］ イ　［略］ ロ　本邦の他の開港又は不開港（以下この項、第二条の六第二項及び第二条の二十四第二項において「開港等」という。）を経由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合　当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの） 二　［略］ 3　［略］ ［一～四　略］ 五　令第十六条の三第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二条の十五及び第二条の十七において同じ。）を経過することとなる場合を除く。）　令第十二条第三項各号に定める事項 ［4～7　略］	（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等） **第二条の二**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　本邦の他の開港又は不開港（以下この項、第二条の六第二項及び第二条の十六第二項において「開港等」という。）を経由して開港に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合　当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの） 二　［同上］ 3　［同上］ ［一～四　同上］ 五　令第十六条の三第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二条の十二及び第二条の十三において同じ。）を経過することとなる場合を除く。）　令第十二条第三項各号に定める事項 ［4～7　同上］
［条を削る。］	（電子情報処理組織の使用の特例） **第二条の三**　法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して法第十五条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたときとする。